

消防計画

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 適用範囲及び防火管理者等の権限等

(計画の適用範囲)

第2条 この計画はここに勤務し、又は出入りする全ての者に適用する。

(管理権原者)

第3条 管理権原者は、事業所内の防火管理業務について、すべての責任を持つ。

なお、階段や通路等の共用部分等の管理についても責任を持つ。

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者は防火管理業務に関する権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更等
- (2) 火気使用設備器具等の検査の実施、指導
- (3) 火気取扱いの指導、監督
- (4) 平素における消防用設備等及び防火、避難施設の機能の維持
- (5) 地震時における火気使用設備器具の安全確認
- (6) 火元責任者への必要事項の報告
- (7) 消防訓練の実施
- (8) 改装、模様替え等の工事場所における火気使用制限又は立会

(消防機関への報告等)

第5条 防火管理者は防火管理の適正を図るため消防機関との連絡を密にし、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の届出(変更の場合はその都度)
- (2) 防火扉などの避難施設等の維持管理
- (3) 法令に基づく諸手続き
- (4) 教育訓練の指導要請

(5) その他防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織

(予防管理組織)

第6条 平素における火災予防及び地震時における出火防止を図るため、区域ごとに火元責任者を指定し、別表1のとおり編成する。

(火元責任者の業務)

第7条 火元責任者は次の業務を行う。

(1) 担当区域内の火気管理

(2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備及び消防用設備等の日常における維持管理

(3) 担当区域内の避難口及び通路等の維持管理

(4) 地震時における火気使用設備器具の安全確認

(5) 防火管理者の補佐

(自主点検、検査を行うための組織)

第8条 建物、火気使用設備器具、電気設備及び消防用設備等の機能を適正に維持するため、定期に点検、検査を行うものとし、点検、検査の実施者を別表2のとおり指定する。

(点検、検査結果の記録)

第9条 点検、検査を実施した者は、その結果を防火管理者に、防火管理者は管理権原者に報告するとともに、記録し保存しておく。

(不備欠陥等の整備)

第10条 防火管理者は、点検結果に基づく不備欠陥事項について改修計画を立て、管理権原者に報告し、その促進を図るものとする。

第2節 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項等)

第11条 次の事項を行うものは、防火管理者へ事前に連絡し、火災予防上必要な指示を受けるものとする。

(1) 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

(2) 火気使用設備器具を設置又は変更するとき

(3) 危険物を使用するとき

- (4) カーテン、暗幕、じゅうたん等を設置又は交換しようとするとき
 - (5) 展示物、装備品等の配置換えによる模様替え又は避難通路を変更するとき
- (従業員等の遵守事項)

第12条 全従業員は、避難口、廊下、階段などの避難施設等が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

- (1) 廊下、階段、通路には、物品を置かない。
- (2) 階段等への出入口に設けられている扉の開閉を妨げるよう物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- (3) 防火シャッターの降下位置又はその近くに物品が置かれている場合は直ちに除去する。

第3節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

第13条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を行うとともに、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて工事中の消防計画を作成する。

- (1) 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき
 - (2) 消防用設備等の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき
- (工人等の遵守事項)

第14条 建物内で工事を行う場合は、防火管理者は工人に対して次の事項を遵守させる。

- (1) 溶接、溶断など火気を使用して行う工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保させる。
- (2) 工事を行うものは、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用を行わせない。
- (3) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に報告させる。
- (4) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するため、資機材等の整理、整頓をすること。

第4節 放火防止対策

(放火防止対策)

第15条 放火防止のため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、空室、倉庫等の施錠を行う。
- (3) 建物内外の整理整頓を行う。

(4) 建物内外の巡視を定期又は不定期に行う。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第16条 火災、地震及びその他の災害が発生した場合、その被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を別表3及び別表4とおり編成する。

(隊長等の権限及び任務)

第17条 自衛消防隊長(以下「隊長」という。)は、火災及び地震等の災害時に自衛消防隊が行動を行う場合、全体の指揮統制にあたり円滑な活動ができるよう努めるものとする。

2 隊長は、火災等の災害が発生した場合、災害状況の把握と消防活動上の指揮命令、及び公設消防隊への情報提供体制を整えるものとする。

3 副隊長は、隊長を補佐するとともに、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

(自衛消防活動)

第18条 自衛消防隊の各班の主な任務は、次のとおりとする。

(1) 通報・連絡班

消防機関への通報及び到着した消防隊に対する必要な情報の提供並びに消防隊の誘導

(2) 消火班

消火の作業及び指揮

(3) 避難誘導班

避難口の開放、避難器具の操作、関係者及び外来者の避難誘導

(4) 防護安全班

電気設備、ガス、危険物施設等の安全措置

(5) 救護班

負傷者等の応急救護

第2節 休日、夜間の防火管理体制

(休日、夜間の防火管理体制)

第19条 休日、夜間等に火災、地震、その他の災害が発生した場合は、次のとおりとする。

(1) 休日、夜間に在館者がいる場合

- ア 在館者は、定期に巡回する等、火災予防上の安全を確保する。
- イ 火災を発見した場合は、直ちに消防機関へ通報し、関係者へ連絡する。
- ウ 消火器具等を活用して初期消火活動を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災防御にあたる。
- エ 消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
- オ 休日、夜間に発生した災害に対しては、在館者が協力するものとする。

(2) 休日、夜間に無人となる場合

火災発生等の連絡を受けた関係者は、直ちに現場に駆付けなければならない。

2 前項により連絡を受け参集した関係者は、災害防止の任務に就かなければならぬ。

第4章 震災対策

第1節 震災予防措置

(震災予防措置)

第20条 地震時の被害を最小限にとどめるため、次の事項を実施する。

- (1) ロッカー等の転倒防止措置を行う。
- (2) 窓ガラスの飛散防止措置及び看板等の落下防止措置を行う。
- (3) 火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。

2 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

(地震後の措置)

第21条 地震後の災害を防止するため、火気使用設備器具等は必ず点検し、その安全性を防火管理者等が点検した後でなければ、使用してはならない。

第2節 地震時の活動

(地震時の活動)

第22条 地震時の活動は、第3章によるほか、次による。

- (1) 情報収集等

- ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

イ 混乱の防止を図るため、必要な情報は知らせる。

(2) 救出、救護

ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関へ搬送する。

(3) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、混乱防止に努める。

イ 避難は、防災関係機関の避難命令又は隊長の命令により行う。

第3節 警戒宣言時の対応

(警戒宣言時の対応)

第23条 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保及び被害の軽減を図るため、第16条に定める自衛消防隊をもって、次の措置対策を行うものとする。

(1) 地震情報の収集、顧客又は従業員等への伝達周知及び適切な避難誘導

(2) 建物及び施設等の点検及び補強措置の実施

(3) 消防用設備等の点検

(4) 火気使用設備器具の使用制限又は使用の中止

(5) ロッカー等の転倒、落下防止措置

2 前項に定める任務分担、その他必要な事項は自衛消防組織によるほか、状況により隊長が定めるものとする。

3 休日、夜間等に東海地震に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ定められた関係者は速やかに参集するものとし、出火防止等必要な措置を行うものとする。

4 震災時の備蓄品を確保し、有事に備える。

第5章 防災教育及び訓練

第1節 防災教育等

(防災教育)

第24条 防災教育は、次により実施する。

対象者	実施時期	摘要	要

2 教育の内容は、次による。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 従業員等の防火管理に関する任務及び責任の確認
- (4) 避難誘導要領及び避難器具等の活用要領
- (5) 地震対策に関する事項
- (6) その他防火管理者が必要と認める事項

第2節 訓 練

(訓練)

第25条 訓練は、次により実施する。

訓練種別	実 施 時 期	訓 練 内 容
消火訓練	月、 月	それぞれの任務分担ごとに、個々に訓練を行う。
避難訓練	月、 月	〃
通報訓練	月、 月	〃
総合訓練	月	各種訓練を連携して総合的に行う。

2 大規模地震に係る総合的訓練を定期的に行う。

(訓練実施報告)

第26条 消防訓練を行う場合は、事前に消防機関へ「消火訓練等実施計画報告書」により届け出るとともに、実施結果については記録しておく。

附 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。

別表1

予防管理組織

担当区域	火元責任者
例：～階部分又は 具体的部分名称等々	○○○○ ※役職名等を記載 例：○○担当又は○○リーダー等々

別表2

自主点検検査

対象設備等	点検検査担当等	点検業務内容
建物	<u>例：防火管理者等</u>	防火戸、排煙、非常用照明設備及び通路、階段等の管理を行う。
電気設備	<u>例：防火管理者等又は 専門委託業者等</u>	電気配線及び電気機器の管理と検査
火気使用設備器具	<u>例：各火元責任者</u>	炊事器具、暖房設備器具、喫煙等の火気使用場所の管理及び検査を行い、小田原市火災予防条例の定めに基づき実施する。
消防用設備等	<u>例：防火管理者、 火元責任者又は 専門委託業者等</u>	「消防用設備等の点検基準」により実施する。

別表3

自衛消防隊組織及び任務分担

自衛消防隊長(防火管理者) 自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。		
自衛消防副隊長() 隊長の補佐及び隊長不在時の任務を代行する。		
通報連絡班		1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 建物内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 4 関係者への連絡(緊急連絡一覧表による)
消火班		1 消火器等の消防用設備を活用した初期消火作業 2 消防隊との連携及び補佐
避難誘導班		1 避難者の避難誘導実施 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への連絡 5 ロープ等による警戒区域の設定
安全防護班		1 防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
応急救護班		1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供

別表 4

警戒宣言発令時及び地震発生時の自衛消防隊組織及び任務分担

自衛消防隊長(防火管理者)　自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。		
自衛消防副隊長()　隊長の補佐及び隊長不在時の任務を代行する。		
情報収集班		<ol style="list-style-type: none">1 報道機関等により、地震に関する情報の収集及び連絡2 周辺地域の状況把握3 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により、建物内の者に対する周知4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認5 建物内にいる者の調査6 その他
点検措置班		建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安措置
避難誘導班		<ol style="list-style-type: none">1 避難者の避難誘導の実施2 非常口の開放並びに開放の確認3 避難上障害となる物品の除去4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告5 ロープ等による警戒区域の設定